

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和6年12月19日(2024.12.19)

【公開番号】特開2024-74916(P2024-74916A)

【公開日】令和6年5月31日(2024.5.31)

【年通号数】公開公報(特許)2024-100

【出願番号】特願2024-60292(P2024-60292)

【国際特許分類】

B60N 2/90(2018.01)

10

B60N 2/58(2006.01)

B60N 2/68(2006.01)

【F I】

B60N 2/90

B60N 2/58

B60N 2/68

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月11日(2024.12.11)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フレームと、

前記フレームに支持され、パッド孔を有するパッドと、

前記パッドの表面を覆い、且つ、前記パッド孔と対向する第1開口を有する表皮と、

前記表皮の裏面に結合し、前記第1開口と対向する第2開口が形成された板状のプレートと、

本体、前記本体から延出し、前記表皮の前記第1開口の縁部を表面側から覆う外端部、及び、前記本体から突出する係止部を備えたガーニッシュと、を有し、

前記パッド孔、前記第1開口及び前記第2開口によりシートベルトを挿通させるための挿通孔が形成され、

前記係止部の前記外端部と離反する側の面には斜面が設けられているシート。

【請求項2】

前記フレームはシートバックの骨格を形成し、

前記フレームは上下方向に延在する左右一対のサイドフレームと、前記サイドフレームの上部を接続するアッパフレームと、前記アッパフレームに対して支持されたショルダーフレームと、を含み、

前記ショルダーフレームの少なくとも一部は、背面視で、前記ガーニッシュと前記アッパフレームとの間に位置する請求項1に記載のシート。

【請求項3】

前記フレームはシートバックの骨格を形成し、

前記フレームは上下方向に延在する左右一対のサイドフレームと、前記サイドフレームの上部を接続するアッパフレームと、前記アッパフレームに対して支持されたショルダーフレームと、を含み、

前記ガーニッシュの少なくとも一部は、背面視で、前記ショルダーフレームと、前記アッパフレームと、の間に配置されている請求項1に記載のシート。

40

50

【請求項 4】

前記アップフレームと、前記ショルダーフレームとは支持部によって連結され、
前記支持部には、前記アップフレームの外面に沿って延在し、前記アップフレームの外
面に接続する接続部が設けられている請求項 2 又は請求項 3 に記載のシート。

【請求項 5】

前記アップフレームにはヘッドレストフレームが結合され、
前記ヘッドレストフレームと、前記ショルダーフレームとは、側面視で重なっている請
求項 2 又は請求項 3 に記載のシート。

【請求項 6】

前記ガーニッシュは、背面視で、前記ヘッドレストフレームと、前記ショルダーフレー
ムと、の間に位置する請求項 5 に記載のシート。 10

10

20

30

40

50